

○周南市障害者虐待対応協力者連絡会議設置要綱

(平成24年10月1日制定)

改正 平成25年3月29日改正 平成25年4月30日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「法」という。)第35条の規定に基づき、養護者による障害者虐待の防止、養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援を適切に実施するため、周南市障害者虐待対応協力者連絡会議(以下「連絡会議」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第9条第1項に規定する協議に関する構成員相互の連携及び協力に関する事項
- (2) 次に掲げるネットワークの形成及び運用に関する事項
 - ア 障害者虐待の予防、早期発見及び見守りネットワーク
 - イ サービス事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。)等による虐待発生時の対応及び介入支援ネットワーク
 - ウ 専門機関による介入支援ネットワーク
- (3) 障害者虐待ケースマネジメントの実施に関する事項
- (4) その他連絡会議に必要な事項

(構成)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる組織から推薦のあった者又は代表者並びに市関係者をもって組織する。

(会議)

第4条 連絡会議は、年1回程度定例会を開催するものとする。ただし、第2条の事務を実施するに当たり必要があれば、適切な構成員をもって随時開催するものとする。

2 連絡会議は、福祉事務所長が招集する。

(守秘義務)

第5条 構成員及び構成員であった者は、連絡会議に関し知り得た情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日改正)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月30日改正)

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

周南市障害者虐待対応協力者連絡会議選出組織及び市関係者

組織名及び市関係者名
総合相談支援センターぱれっと
地域生活支援センターウイング
相談支援センターしょうせい苑
障害者就業・生活支援センター ワークス周南
山口地方法務局 (周南支局)
周南児童相談所
山口県周南健康福祉センター
周南市民生委員児童委員協議会
周南人権擁護委員協議会
周南市社会福祉協議会
徳山労働基準監督署
徳山公共職業安定所
山口県弁護士会 (周南地区会)
山口県社会福祉士会
山口県周南警察署
山口県光警察署
徳山医師会
周南西部地域包括支援センター
周南市鼓海園地域包括支援センター
周南東部地域包括支援センター
徳山医師会地域包括支援センター
周南市消費生活担当課長
周南市人権推進担当課長
周南市生活保護担当課長
周南市高齢者福祉担当課長
周南市障害者福祉担当課長
周南市児童福祉担当課長